

## 処遇改善加算Ⅱの申請について Q&A

(一社) 宮城県私立幼稚園連合会  
研究委員会

設置者・園長会議で宮私幼へのキャリアアップ申請についてご説明しました。説明内容に関するご質問だけでなく、処遇改善加算Ⅱに関する事などについてもご質問をいただきました。現段階でお答えできることをまとめてみましたのでご参考にしてください。

Q1 今後は、宮私幼が行うキャリアアップ研修を受ければ大丈夫なのですか。

A1 宮私幼の研修会をキャリアアップ研修会に変えたのではなく、説明資料にある通りこれまでと同様に行います。宮私幼の研修会だけで申請Ⅱの研修時間を満たすのは困難です。

Q2 オンデマンド研修をしている県もある。宮私幼である考えはないのですか。

A2 オンデマンド等は予算が伴うため、宮私幼が行う計画はありません。

「処遇改善加算Ⅱ」の申請に向けてオンデマンド研修を活用するのも一つの方法です。幼稚園幼児教育研究機構からも、オンデマンド研修の受講案内が届いていると思います。

Q3 園内研修、教育課程、免許状更新講習は、宮私幼の申請に含まれないのですか。

A3 それらはキャリアアップ研修として認められますが、宮私幼の申請対象ではありません。

※参考として、「仙台市の申請時添付書類」「研修受講履歴一覧」を HP に載せましたのでご覧ください。一覧表の「市・県が適当と認める団体が実施する研修時間」、宮私幼・仙私幼の研修会はそれに当たります。園内研修は「各園が企画・実施する研修時間」に当たり、定められた様式を添付して申請します。  
各園でその他の時間についても確認し対応することになります。

Q4 免許状更新講習は「処遇改善加算Ⅱ」の申請対象としてよいのですか。

A4 宮城県の研修要件に該当しますが、内容によっては該当しない場合もあるそうです。

仙台市以外の方は県庁「社会推進課保育支援班(022-211-2529)」に、仙台市の方は「認定給付課(211-2529)」に、該当するかをご確認ください。

Q5 「処遇改善加算Ⅱ」の申請を行う場合は、どうすればよいのですか。

A5 自治体ごとの手順に合わせて申請を行ってください。ご不明な点は、各市町村の担当課にお問い合わせください。

◇以上のことについて、県庁や仙台市の担当課にも確認して回答しましたが、正確性に欠ける表現がありましたらお許しください。なお、今後新たな方針が示され内容が変わる可能性があります。ご理解願います。